

平成21年経済センサスー基礎調査の概要

1 調査の目的及び沿革

経済センサスー基礎調査は、事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、すべての産業分類における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域的に明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的としています。

近年の経済構造の変化等に対応するため、政府全体として取りまとめられた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（いわゆる「骨太の方針」）2005」において経済センサスの実施が提言されました。

これを受け、経済に関連した大規模統計調査の統廃合、簡素・合理化を行い、統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査として平成21年に第1回目を実施されました。

2 根拠法規

統計法及びこれに基づく経済センサス基礎調査規則（平成20年総務省令第125号）に基づき実施されたものです。

3 調査期日

調査は、平成21年7月1日現在で実施されました。

4 調査の範囲

調査の対象は、国内に所在するすべての事業所のうち、次に掲げる事業所を除く事業所としました。

- (1) 日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）による「大分類Aー農業，林業」及び「大分類Bー漁業」に属する個人の事業所
- (2) 日本標準産業分類による「大分類Nー生活関連サービス，娯楽業」のうち「中分類79ーその他の生活関連サービス業（小分類792 家事サービス業に限る。）」及び大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）のうち「中分類96ー外国公務」に属する事業所
- (3) 次の事業所は、調査技術上の観点から対象外としました。
 - ア 家事労働の傍ら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人宅
- (4) 次の事業所は、経済センサスでいう事業所に含めていません。
 - ア 収入を得て働く従業員がいないもの
 - イ 休業中で、かつ従業員がいないもの
 - ウ 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業員がいないもの

5 調査の種類及び調査事項

経済センサスー基礎調査は、「甲調査」及び「乙調査」に分けて実施されました。

- (1) 甲調査（調査事項については様式別掲参照）
 - 民営の事業所を対象とした全数調査
- (2) 乙調査（調査事項については様式別掲参照）
 - 国、地方公共団体の事業所を対象とした全数調査

用語の解説

1 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいいます。

- ・ 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ・ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

○派遣従業者のみの事業所

労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながらこの事業所で働いている人のみで経済活動が行われている事業所をいいます。

2 経営組織

(1) 国、地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）の事業所をいいます。

(2) 民営

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいいます。

①個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいいます。会社や法人組織になっていない共同経営の場合も個人経営としています。

②法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいいます。

・会社

株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び外国の会社をいいます。

※ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法の規定により日本にその事務所などを登記したものをいいます。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社とはしません。

・会社以外の法人

法人格を持っているもののうち、会社以外のものが営んでいる事業所をいいます。

例えば、独立行政法人、社団法人、財団法人、労働組合（法人格を持つもの）などです。

③法人でない団体

団体ではあるが法人格を持たないものをいいます。

例えば、協議会、後援会、同窓会、後援会、労働組合（法人格を持たないもの）などです。

3 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの）により分類しました。原則として、日本標準産業分類によりますが、一部の小分類項目については分割したのもも小分類に含めて表章しています。

4 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいいます。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれます。また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物支給を含む。）を支給されていない人は従業者に含めません。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としています。

(1) 個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいいます。

(2) 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいいます。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含めます。

(3) 有給役員

有給役員とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給与を受けている人をいいます。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含めます。

(4) 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいいます。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成21年5月と6月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいいます。

①正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人をいいます。

②正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、嘱託、パートタイマー、アルバイト又はそれに近い名称と呼ばれている人をいいます。

(5) 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

(6) 派遣従業者（別経営の事業所への派遣従業者）

従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。

5 別経営の事業所からの派遣従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

6 事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく、当該事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいいます。

7 本所・支所の別

(1) 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいいます。

(2) 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。本所の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所とします。

(3) 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいいます。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所とします。支社・支店のほか、営業所、出張所、従業員のいる倉庫・寮なども含まれます。

8 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く）及び個人経営の事業所をいいます。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となります。

具体的には、会社企業、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等となります。

・会社企業

経営組織が株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社で、本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となります。

9 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の主な事業の種類（企業全体の過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により分類しています。

なお、分類区分は、事業所の産業分類区分と同一です。

10 資本金額

株式会社（有限会社を含む）については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいいます。

11 持株会社

会社の総資産に対する子会社の株式の取得価格の合計が50%を超える会社をいいます。

(1) 純粋持株会社

自らは独自に事業を行わず、株式保有によって子会社を支配することを事業とする会社のことをいいます。

なお、「金融持株会社」も「純粋持株会社」に含まれます。

(2) 事業持株会社

自らも事業を行い、株式保有によって子会社を支配することを事業とする会社のことをいいます。

12 親会社・子会社

(1) 親会社

当該会社の議決権を50%を超えて直接所有している会社をいいます。
ただし、50%以下であっても、当該会社を子会社とする連結財務諸表が作成されている場合は、当該連結財務諸表において当該会社の直近上位に位置する会社を親会社とします。

(2) 子会社

当該会社が50%を超える議決権を所有する会社をいいます。
また、子会社あるいは当該会社と子会社の合計で50%超の議決権を所有している会社を含みます。
ただし、50%以下であっても、当該会社の連結財務諸表の対象となる場合は、その会社を含みます。

13 企業類型

会社企業を構成している事業所により次の2類型に区分しています。

(1) 単一事業所企業

単独事業所の企業をいいます。

(2) 複数事業所企業

国内にある本所と国内又は国外にある支所で構成されている企業をいいます。

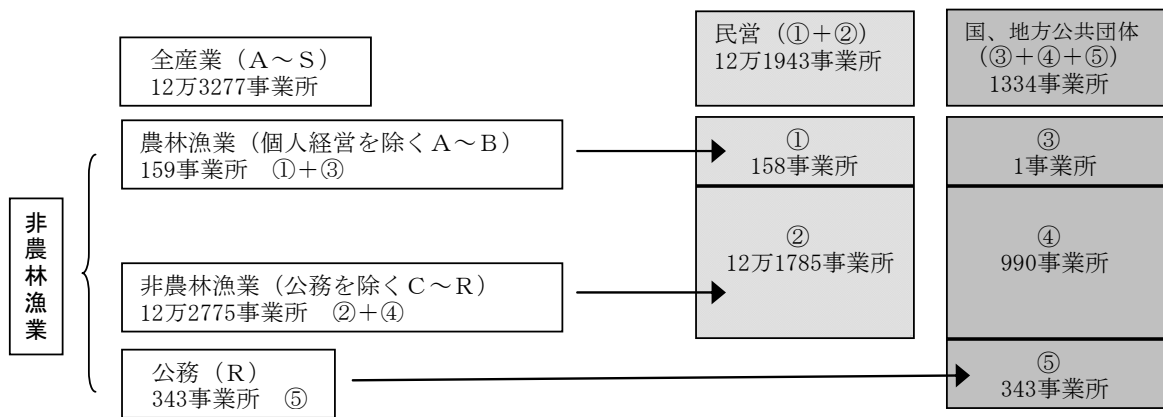
利 用 上 の 注 意

1 集計数値等について

- (1) 単位未満の数値は、四捨五入を原則としたので、総数と内訳の合計は必ずしも一致しません。
- (2) 統計表中の符号の用法は、次のとおりです。
「－」… 該当数値のないもの
「0」、「0.0」… 端数四捨五入による単位未満のもの
- (3) この報告書の数値は、事業内容等が不詳の事業所を除いています。
なお、本市独自集計のため総務省統計局から公表されているものと相違する場合があります。

2 事業所の数値のとらえ方

事業所数の数値のとらえ方については、下図に示すとおりです。



注) 国、地方公共団体の事業所の中には、S公務 (国家公務と地方公務) に分類される事業所 (⑤) と一般の産業に分類される事業所 (③+④) があります。

3 「事業所・企業統計調査」結果と比較する場合の留意事項

平成21年経済センサス基礎調査は、我が国の事業所及び企業を対象に新しく創設した調査です。事業所・企業統計調査 (平成18年で廃止) と調査の対象は同様ですが、調査手法が以下の点において異なることから、平成18年事業所・企業統計調査との差数がすべて増加・減少を示すものではありません。

○商業・法人登記等の行政記録の活用

○会社 (外国の会社を除く)、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本社等において、当該本社等の事業主が当該支所等の分も一括して報告する「本社等一括調査」の導入

よって、統計表の時系列比較を行っていません。